

群馬県市町村会館管理組合職員の住居手当に関する規則

平成16年4月1日
規則第3号

改正 平成21年11月30日規則第9号
平成27年3月24日規則第4号
平成28年12月26日規則第12号
令和2年3月31日規則第4号
令和3年4月23日規則第1号
令和5年3月27日規則第6号
令和7年3月27日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 条例第15条第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 国、他の地方公共団体又は管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員
- (2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第13条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 条例第15条第1項第2号の規則で定める住宅は、前条第1号に規定する職員宿舎及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第15条第1項第2号の規則で定める職員は、群馬県市町村会館管理組合職員の単身赴任手当に関する規則（平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第4号）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用）の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに管理者（その委任を受けた者を含む。以下「管理者等」という。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者等において居住の実情を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

第6条 管理者等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 管理者等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を管理者が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、管理者等は、管理者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

（支給の始期及び終期）

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（支給方法）

第9条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（雑則）

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第9号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第4号抄）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第12号抄）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月23日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第6号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。